

定期合同点検実施結果(下笠居小学校区)

日時:平成28年6月29日(水) 午前10時~12時00分

参加者:学校1、PTA1、交母3、水利組合0、コミュニティ協議会1、道路管理者(県2、市1)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

	場 所	交 通 環 境	要 望 点	担当部署	対策・改善計画
1	① 生島町271 県道16号線横断歩道付近	この横断歩道がある県道16号線は、東は坂道からの下りのため、車の速度が速くなる傾向があり、西はカーブしているため見通しが悪い。バス運行道路であり、朝夕の自動車の通行量も多いため、交通事故の危険性がある。	押しボタン信号機の設置	高松北警察署 高松土木事務所	○押しボタン信号機の設置は不可(警察) ○西から東に減速マーク路面表示検討(県) ○標識柱等の更新(警察) ○横断歩道、停止線の塗り直し(警察)
2	② 生島町343 県道16号線コヤナギデンキ付近の歩道	登下校では多くの児童が利用しており、県道16号線での自動車通行量も多い。しかし、この付近の歩道は狭く、白線が消えているため、トラックなどの大型車が通ると歩行者が車に巻き込まれる危険性もある。	白線の引き直し 歩道の拡張	高松土木事務所	○歩道の拡張は不可(県) ○道路の舗装に合わせて外側線の引き直し検討(県)
3	③ 生島町348 下笠居支所前バス停前(下り)	バス停付近の歩道は広くなっているが、その歩道が道路より高い位置にあるため、自転車(中学生)が道路から歩道に上がれず、車道側を大回りしなければならないため交通事故の危険性がある。	自転車が歩道に上がれるように、一部の段差を低くしてほしい。	高松土木事務所	○段差の切り下げについては不可(県) ※ただし、地元住民の意思形成ができ、要望があれば可能
4	④ 生島町348 下笠居小学校東門付近	東門から出たところに根来寺につながる県道180号線がある。下校時、東門から出ると、右側から近づく自動車や自転車が見えにくく、衝突の危険性がある。	カーブミラーの設置	市道路管理課	○カーブミラーの設置は不可(市) ※植栽の剪定、ブロック塀の一部フェンスへの変更検討(学校)
5	⑤ 中山町787 県道16号南側歩道	朝夕、多くの児童がこの歩道を通行するが、道幅が大変狭い上、中学生の自転車も通行するため、歩行者にとっても、自転車にとっても、交通事故の危険性がある。	歩道の拡張	高松土木事務所	○歩道の拡張は不可(県) ○西から東に減速マーク路面表示検討(県)
6	⑥ 神在川窪町373 県道16号南側歩道	朝夕、多くの児童がこの歩道を通行するが、道幅が大変狭い上、中学生の自転車も通行するため、歩行者にとっても、自転車にとっても、交通事故の危険性がある。	歩道の拡張	高松土木事務所	○歩道の拡張は不可(県) ○歩道にナイトリバーの設置(県) ○外側線の設置(県)
7	⑦ 神在川窪町370 県道16号線横断歩道	朝、自動車の通行量が多い中、この横断歩道を渡る児童も多いため、交通事故の危険性がある。	押しボタン信号機の設置	高松北警察署 高松土木事務所	○押しボタン信号機の設置は不可(警察) ○西から東に減速マーク路面表示検討(県) ○横断歩道、停止線の塗り直し(警察)

8	⑧ 中山町124 堂ノ池前	横断歩道がなく、浜街道からの出入りの車があるため交通事故の危険性がある。	横断歩道の設置 カーブミラーの設置	高松北警察署 市道路管理課	○横断歩道・歩行者用信号機の設置を検討(警察) ※予算措置を伴うものであるので手順については、後日決定予定 ○カーブミラーの設置は不可
9	⑨ 中山町1013 さぬき浜街道高架下	高架下の道路幅員は広いが、交差点が入り組んでおり、一部見通しが悪い。カーブミラーは、汚れて見えにくくなっており、一部は別の方向を向いて全く機能していない。また、大型トラックの通行もあり、登下校時での交通事故の危険性がある。	横断歩道の設置 カーブミラーの設置	高松北警察署 市道路管理課	○止まれの標識板の取り換え(警察) ○停止線の塗り直し、停止線のワイド化検討(警察) ○カーブミラー2本の撤去(市)
10	⑩ 中山町911-33 五色台跨道橋付近三叉路	五色台根来寺につながる県道180号線とさぬき浜街道からつながっている道路とが交わる場所である。また、近くには運送会社があり、大型トラックも通る機会も多い。三叉路には横断歩道もない。	横断歩道の設置又はスクールゾーンの表示	高松北警察署 高松土木事務所 市道路管理課	○横断歩道の設置は不可(警察) ○停止線の位置の変更(前出し)(警察) ○スクールゾーンの表示は不可(市) ○外側線の塗り直し(県)